

事務連絡
令和3年5月28日

各都道府県 子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課
低所得子育て世帯特別給付金業務室

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する周知広報について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）が支給されることとなりました。

高等学校在学相当の年齢の児童を養育する子育て世帯が本給付金を受給するに当たっては、保護者が居住する市区町村への申請手続を要する場合が多く、申請漏れを防ぐ観点からは、各学校からも保護者や生徒に対して周知いただくことが効果的と考えられます。

つきましては、それぞれの都道府県内の所管又は所轄の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程又は各種学校であって高等学校在学相当の年齢の児童を対象とする課程に対して、以下の方法等により、保護者及び生徒に本給付金について周知いただくよう、御依頼のほどよろしく申し上げます。なお、国立大学法人の設置する高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する高等専門学校（第1学年～第3学年）並びに海上技術学校に対しては、文部科学省より周知依頼することとしています。

なお、本事務連絡の内容については、文部科学省と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 周知方法

添付の周知広報用チラシを御活用の上、各学校に対して、保護者や生徒への周知に御協力いただけるよう、公立の学校にあっては設置者である又は所管する教育委員会から、私立の学校にあってはこれを所轄する知事部局への御依頼方よろしく申し上げます。

各学校におかれては、チラシを印刷の上、校内の相談窓口等に設置いただく

とともに、必要に応じて保護者や生徒に配布いただく等して、本給付金の周知に御協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

2. 周知時期

本事務連絡の御確認後、準備が整い次第、各学校に対し、周知依頼願います。
(なお、本給付金の申請受付開始時期は、市区町村ごとに定めることとなります。)

3. 支給対象

本給付金は、令和3年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童(令和4年2月末までに生まれた新生児等を含む)を養育する父母等であり、かつ、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税又は令和3年1月1日以降家計が急変し令和3年度分の市町村民税均等割が非課税相当となった方を対象としています。

4. 添付資料

本給付金に係る周知広報用チラシ

<連絡先>

厚生労働省子ども家庭局総務課

低所得子育て世帯特別給付金業務室

TEL : 03-5253-1111 (8406)

E-Mail : kosodatekyuufu@mhlw.go.jp